

平成28年3月15日

日本関税協会 大阪支部
事務局長 殿

大阪税関 業務部
管理課長 中村 浩

「紡織用繊維製イヤーマフ」の関税分類について

平素は税関行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、標記のことに关しまして下記のとおり分類することとしたので貴会の会員の皆様にお知らせ頂きますようお願いいたします。

記

イヤーマフ（耳あて）は、過去より輸入実績のある商品です。輸入当初は、防寒等の実用性に乏しい商品が多く、そのような商品については、実行関税率表第 61.17 項の衣類附属品とは認められず、紡織用繊維のその他の製品として、同表第 63.07 項に分類されておりました。しかしながら、近年、防寒等の実用性が高く、第 61.17 項の特徴を有すると認められるイヤーマフが多く輸入されるようになっておりました。一方で、そのような商品であっても依然として第 63.07 項の物品として申告されている事例が認められます。

以上の実態を踏まえ、耳の防寒用として実用性が認められるイヤーマフについては、衣類附属品として第 61.17 項に分類することとしたのでお知らせします。

なお、分類の判断が難しい商品については、文書による事前教示制度をご利用下さい。

注) 「メリヤス編み又はクロセ編みのもの」以外のものは、62.17 項に分類されます。

(変更前の分類)

紡織用繊維のその他の製品として

6307.90-029 (基本 5.6%、協定 4.7%、特惠 Free)



(変更後の分類)

衣類附属品として

ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	6117.80-190 (基本 16.8%、協定 8.4%、特特 Free)
その他のもの	6117.80-990 (基本 11.2%、協定 8.4%、特特 Free)

不明な点がございましたら、業務部関税鑑査官
(06-6576-3216 又は 3213) までお問い合わせください。